

令和5年6月吉日

組合員・利用者の皆様へ

通帳預り業務のとりやめについて

拝啓 梅雨の候、組合員・利用者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素はJA事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、金融機関職員を名乗り、お客様から通帳をだまし取ろうとする手口が全国で発生するなど、金融犯罪が多様化しております。また、令和4年12月7日、農林水産省から、総合的な監督指針の改正案が公表され、改正監督指針が令和5年8月1日から施行されることとなりました。

今回の改正監督指針では、「不正な口座開設を防止するための措置」を講じる（強化すること、及び、「不正な出金を防止するための措置」を講じる（強化すること）が規定されております。

当JAでは多様化する犯罪から利用者の皆様の大切な貯金をお守りするため、下記のとおり店舗外における通帳預り業務をとりやめさせていただきます。

ご利用の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

通帳記帳、現金の入出金、お振込みにつきましては店舗窓口のほか、当JAのATMでもご利用いただけます。また、口座残高照会や入出金明細照会につきましては「JAバンクアプリ」のご利用や、お振込みにつきましては「JAネットバンク」のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

今後とも引き続きJA職員は訪問させていただきますので、お気軽にご用命、ご相談くださいようお願いいたします。

また、アプリやネットバンクの初期設定についても、お手伝いさせていただきますので、お気軽にご相談くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 対象となる通帳 「総合口座（営農貯金含む）」、「普通貯金口座」、「当座貯金口座」、「貯蓄貯金口座」
2. とりやめとなる日 令和5年8月1日より

以上
JA鈴鹿